

2025年8月13日

各 位

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 会 社 名 | 株式会社ネクスグループ |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長 石原 直樹 (スタンダード市場・コード 6634) |
| 問 合 せ 先 | |
| 役 職 ・ 氏 名 | 取締役管理本部長 齊藤 洋介 |
| 電 話 | 03-5766-9870 |

当社子会社に関する株主総会招集許可決定 および議決権行使禁止の仮処分決定に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス(以下「ZED ホールディングス」といいます。)に関し、株式会社クシム(以下「クシム」といいます。)より提起された株主総会招集許可の申立てを認める裁判所の決定(以下「前決定」といいます。)がなされましたが、その後、当社はクシムに対し議決権行使禁止の仮処分(以下「本件仮処分」といいます。)を申し立て、本日付で本件仮処分が認容されました。

しかしながら、これら裁判所の決定内容に関するクシムによる IR 開示やクシム代表取締役田原弘貴氏(以下「田原氏」といいます。)の SNS 投稿等において、事実と異なる受け止めを招くおそれのある表現が確認されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会招集許可決定の性質について

株主総会招集許可の申立ては、非訟事件と呼ばれる裁判手続であり、通常の訴訟のように権利義務の存否を確定するものではなく、許可決定に際してその決定理由が付されることはございません。

2. 議決権行使禁止の仮処分について

当社は、ZED ホールディングスの企業統治の公正性及び他の株主の正当な権利を守る観点から、2025年8月7日付で前決定に基づき招集される株主総会でのクシムによる議決権行使を禁止する仮処分を申立てました。その結果、2025年8月13日付で、前決定に基づき招集される株主総会でのクシムによる議決権行使を禁止する内容の仮処分が裁判所により認容されました。これにより、クシムは前決定に基づき ZED ホールディングスの株主総会を招集すること自体は可能ですが、当該総会において議決権を行使することは出来ないため、結果として同総会において、クシムがいかなる議案も決議することはありません。なお、議決権行使禁止の仮処分の決定においては、非訟事件と異なり、決定理由又は理由の要旨が付されることとされており(民事保全法 16 条)、本件仮処分の決定においても、当方の申立てを相当と認める旨の理由の要旨が付されております。

3. 誤解を招く可能性のある情報発信について

クシムによる一部 IR 開示や田原氏の SNS 投稿において、あたかもクシムが ZED ホールディングスの正式な株主として前決定での裁判所に認定されたかのような表現や、当社による ZED ホールディングスの株式取得の前提となる、クシムから株式会社カイカフィナンシャルホールディングスへの株式譲渡が無効であるかのような表現が確認されております。しかしながら、これは前決定における裁判所の判断を正確に反映しておらず、株主・投資家を含む関係者の皆様に誤解を与える可能性があります。

当社は、上場企業としての社会的責任を自覚し、関係者の皆様に対し正確な情報を提供することを最重要視しております。上場企業及び代表取締役が、自社の法的立場を不正確な形で拡大解釈した内容を公然と発信することは風説の流布や株価への影響など、市場の公正性を損なう極めて不適切な行為であ



ると考えております。当社は、今後も事実に基づいた情報開示に努めるとともに、必要に応じて、法的措置を含めた厳正な対応を講じてまいります。

関係者の皆様におかれましては、ご自身において慎重にご判断いただきますようお願い申し上げますとともに、引き続き当社の事業活動へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上